



平成16年度新規事業

## 明日への道しるべ 「進路相談会」

～学校に行っていない子どもたちのために～

### 開催報告

#### 834名にご参加いただきました！！

東京都教育相談センターは、学校に行っていない中学生、長期欠席の高校生、高校を中退もしくは未入学の子ども及びその保護者が適切な進路選択をできるように、標記の会を開催しました。これは、不登校等の子どもを支援するために開催した初めての全般的な進路相談会でした。

8月と11月にそれぞれ立川と目黒で行った進路相談会には、合わせて834名にご参加いただきました。また、全体会場の個別相談にも、175組が参加しました。全体会場いっぱいの参加者や、個別相談まで2時間もお待ちいただいた親子の姿から、このような会のニーズの高さを改めて感じました。

不登校解決の目標は、子どもの将来的な「社会的自立」であり、不登校は「心の問題」のみならず「進路の問題」であるとの認識に立つことが大切であると言われています（「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」から）。このような視点から、学校や教育委員会は、不登校の子どもたち一人一人に応じた学習支援や情報提供を積極的に行うことが期待されます。

当センターでは、今年度参加した皆様からの声を参考にして、さらに内容を充実し、来年度も進路相談会を実施していく予定です。

### 参加者の感想から

- ◆話を聞いて、不登校や集団になじめない生徒にも様々な学校が門戸を開いていることが分かりました。  
希望がもてる内容でした。
- ◆様々なタイプの学校があり、進学が可能であることが分かりほっとしました。また、受検や進学した後についての見通しももてました。よくまとめられていて、分かりやすい資料でした。
- ◆進学後の不安（入れるか、入って続くか等）も大きいですが、具体的な例を聞いて安心できました。  
励みになりました。

### 平成17年度 学校教育相談推進校 募集！！

多様化している子どもの問題に対応していくためには、教育相談体制を確立し、学校が組織として問題解決に取り組んでいくことが必要です。

そこで、東京都教育相談センターでは、教育相談機能の充実のために都立学校の中から「学校教育相談推進校」を指定し、学校の実態に合わせて、1年間、継続的・重点的に支援をしていきます。

平成16年度は都立高等学校4校を指定し、学校ごとに一定の成果をおさめることができました。（推進校からの報告を簡単にまとめたものを、2月の校長連絡会で配付しました。是非ご覧ください。）

平成17年度も、右記のとおり、推進校を募集します。ふるって、ご応募ください。

#### ① 募集校数 都立学校4校程度

#### ② 応募方法

〆切：3月3日（木）  
方法：申込書を当センターに送付する。

\*申込書は2月の校長連絡会で配付しました。

#### ③ 支援内容(例)

- ・生徒の問題に対する先生方への助言
- ・教育相談研修会の企画・運営への助言
- ・事例検討会等への講師派遣 など

#### ④ 申し込み・問い合わせ先

学校教育相談室 学校教育相談推進校担当  
TEL 03-5434-1984  
〒153-8939 東京都目黒区目黒1-1-14



広報 すこやかさん  
東京都教育相談センター 〒153-8939 東京都目黒区目黒1-1-14  
TEL 03 (5434) 1983 FAX 03 (3493) 2293  
<http://www.e-sodan.metro.tokyo.jp>

12号  
平成17年2月発行

### よりよい「連携」をつくるために

- 学校から相談センターに電話が入りました。

#### <事例>

今朝、登校した子どもの顔に青あざがあった。子どもに聞いてみると父親に叩かれたと言う。子どもは、「父はいつも厳しく叱るが、自分が悪いのだからしかたがない。」と父をかばう。母親に電話をすると「あの子が悪い。父はしつけのためにやっている。」とのこと。学校は、これまで児童の様子（あざが頻繁にある、衣服の汚れがある、連絡なく休むことがある）から、両親を呼んで「暴力のない育児」について指導したり、民生児童委員、子ども家庭支援センター、児童相談所、警察などと連携をとったりしてきた。今回、学校に呼んでも、両親は来ようとしない。家庭訪問も受け付けない。このようなことから、これ以上猶予がならないと感じ、関係機関に相談した。しかし、学校が抱いている危機感に対して納得できるような対応をしてくれない。

この事例にあるように、学校が働きかけても関係機関が動いてくれないという声をよく聞きますが、学校側にも次のような点で課題があることがあります。

■学校は、関係機関が判断するために必要な情報を、的確に提供しているか。

■学校が連携先に求めていることを、明確に伝えているか。

この事例の場合、学校は「身体的な虐待」を疑い、児童相談所に援助を求めました。しかし、よく聞いてみると、学校は児童相談所がどのような援助ができるか分からぬいため、情報提供の内容として「心配」以上のものを伝えられないことが推測されました。児童相談所に連携を求めるためには、「身体的な虐待」を疑う根拠を明確に説明すること、これまで学校で行った指導について触れ、一刻の猶予もならないことを明確に伝えることが必要です。次に、児童相談所がどのような援助ができるか、場合によっては一時保護についても相談をもちかけることが大切です。

この事例は、虐待として児童相談所に一時保護されました。児童の一時保護中も、学校は児童相談所とともに、両親への指導に努めました。

「連携」という言葉は、どこにでも登場する現代の教育課題

解決のためのマジックワードです。それだけに安易に受け流してしまいがちですが、学校と家庭でも、学校と関係機関でも、本当の連携ができているかどうか、次のような視点から、常に問い合わせてみてください。

■よりよい連携のためのはじめの一歩は、お互いをよく理解し合うことである。

■児童相談所に限らず、関係機関と連携するときには、機関連携の目標、学校として何をやってきてどういう成果が上がったか、あるいは上がらなかつたか、どこまでなら学校ができるのか等を明確にする。

■情報提供をした、連携した……から終わりではなく、学校としてできることも提示する。

虐待に関して言えば、学校は、子育て支援、「予防から早期発見、分離・保護、再統合、自立支援」（虐待防止法第一条）までの全部のスペクトラムにかかる唯一の機関ということができます。そのため、多くの機関と連携することが必要であり、それによって、子どもたちのよりよい生活と成長が期待できるのです。関係機関を「利用する」心構えが大切です。

（事例は実際のものを脚色しています。）

東京都教育相談センター 統括指導主事 野中 繁

### 東京都教育相談センター案内

総合受付電話番号 03(3493)8008

○電話相談／平 日午前9時から午後9時まで  
土・日・祝 日午前9時から午後5時まで(年末年始等を除く)

\*高校進級・進路・就学相談は、平日も午後5時までです。

\*上記以外及び休館日は、留守番電話及び電子メールにより対応しています。

メール相談は、ホームページ<http://www.e-sodan.metro.tokyo.jp>から、  
お入りください。

○来所相談／午前9時から午後5時まで(平日)

\*電話でお申し込みください。

\*来所相談は立川出張相談室(立川市錦町6-3-1)においても応じています。



○所在地／東京都目黒区目黒1-1-14

●広報「すこやかさん」第1号～第12号は、ホームページ上でもご覧いただけます。<http://www.e-sodan.metro.tokyo.jp>



# 専門機関と上手に連携しましょう！



「校内で連携をとりながら対応しているのに、改善の兆しが見られない。」「専門機関に相談したほうがいいと思うのだが、本人や保護者にそのつもりがない。どうしたらよいだろうか・・・。」学校からのこのような相談をよく受けます。多くの先生方が、苦慮されている点だと思います。専門機関と連携することで解決に向かった事例を紹介しますので、連携を図る際の参考にしてください。

## 困ったら、一人で抱え込まず、校内連携を図りましょう

### 《Aさんの事例》

**担任(B先生)**

「みんなが自分の悪口を言っている」等の訴えをたびたびしてきますが、そのような事実はありません。最近、遅刻や欠席が増えてきたこと、成績が下がってきたこと、服装の乱れが見られるようになってきたこともあります。

**保護教諭**

私も気になっていました。精神疾患があるのではないかと心配していたところです。病院などにかかる方がいいと思うのですが・・・。

**学年主任**

学校としてどのように対応していったらよいか、まず専門機関の意見を訊いてみましょう。B先生、東京都教育相談センターに相談してみてください。

**管理職**

## まずは学校が専門機関に相談しましょう

**東京都教育相談センター 電話相談員**

……という様子で、とても気になっている生徒がいます。学校で今後どのように対応していったらいいでしょうか。また、病院にかかった方がよいのではなくいかと思うのですが、保護者や本人にどのように勧めたらよいでしょうか。

**Aさん**

いきなり病院を勧めると、保護者はびっくりすると思います。まずは、保護者や本人の話をよく聞き、先生との間でよい関係をつくっていきましょう。

その上で、専門機関の受診を勧めるとよいと思います。しかし、精神科を受診することには抵抗があるかもしれませんので、まずは、教育相談センターや精神保健福祉センターに相談することを勧めてみてはどうでしょうか。

## 保護者や本人との信頼関係を大切にしましょう

**保護者**

担任は、Aさんや保護者の悩みをじっくりと聞くように心がけた。

**カウンセラー**

Aさんが心配です。とても辛そうに見えるので、教育相談センターなどに相談してみませんか。相談センターは、Aさんのペースに合わせてカウンセラーと話をしながら問題を解決していく場所です。

**東京都教育相談センター 電話相談員**

いろいろ考えたのですが、教育相談センターに相談してみたいと思います。申し込み方法など調べていただけますか？

**保護者**

いろいろ考えたのですが、教育相談センターに相談してみたいと思います。申し込み方法など調べていただけますか？

**カウンセラー**

教育相談センターに訊いてみました。保護者の方から電話で「来所相談」を申し込みのようです。電話番号は、…です。電話してみてください。

## 専門機関と連絡をとり、学校での指導に生かしましょう

保護者がAさんに勧め、親子で東京都教育相談センターに来所相談することにした。

何回か面接をする中で・・・

**Aさん**

いつもみんなが私を見て何か言っているような気がして、不安なんです。それに、イラライラして夜もよく眠れないし…。

**カウンセラー**

イラライラして眠れないのは、辛いよね。薬を飲むことで随分楽になると思うのだけれど、病院に行ってみるはどうかな？ Aさんの不安な気持ちを私がお医者さんに話してあげることもできるけれど…。考えてみてね。

しばらくして、Aさんと保護者から「医療機関を紹介してほしい」という要望が出されたので、カウンセラーが紹介した。

**医師**

病院に行ってみてどうでしたか？私もAさんのことをもっとよく理解したいので、病院と連絡をとつてもいいですか？

**Aさんは、精神科に通院し、服薬を始めた。**

体も気持ちも少し楽になりました。

**先生**

先生も気にかけてくれているんだ。よかった…。

**医師**

不安そうだったら声をかけたり、Aさんの話をよく聞いてあげたりしてください。また、投薬の効果を知るために、学校での様子を教えてもらうと助かります。

**ポイント1** =心配な事例や対応に困った事例があったら・・・=

- ☆一人で抱え込まず、校内連携を図る。
- ☆一人で抱え込まず、教育相談所やスクールカウンセラーに相談する。

次のような助言が得られます！

- ・学校での指導や対応の仕方
- ・事例に適した専門機関
- ・保護者や本人に専門機関を勧める際の留意点 等

**ポイント2** =専門機関を勧める際には・・・=

- ☆無理に勧めない。（保護者や本人の気持ちを大切にする）
- ☆事例に適した機関か？開室時間は？申し込み方法は？などを確認しておく。
- ☆「学校は専門機関に任せきりにするのではなく、これからも一緒に考えていく」という姿勢を示す。

**ポイント3** =保護者や本人が専門機関に通い始めたら=

- ☆専門機関に連絡をとる前に、保護者の了解を得る。
- ☆本人の気持ちを大切にして、長期的視点に立ってかかわる。
- ☆連携が進むよう、学校の方から専門機関に働きかける。

## ●専門機関の知識や情報をもちましょう●

—関係相談機関のリストが、当センターのホームページ (<http://www.e-sodan.metro.tokyo.jp>)に載っていますので参考にしてください—

|                 | 教育相談所（室）  | 児童相談所   | 子ども家庭支援センター  | 少年センター（警視庁）   | 精神保健福祉センター<br>都立梅ヶ丘病院（子どもの精神保健相談室）                   |
|-----------------|---|---|--|---|--|
| 都内にどの位あるの？      | 東京都教育相談センター<br>区市町村立教育相談所（23区26市5町1村）   | 都内に 11箇所  | 21区22市1町に 計51箇所<br>(平成17年1月17日現在)  | 都内に 9箇所   | 精神保健福祉センターは都内に3箇所（成人も可）<br>梅ヶ丘病院は、18歳までの子どもの精神科の専門病院 |
| 相談の対象は？         | 高校生年齢段階までの子ども、保護者、教員等   | 18歳未満の子ども、保護者   | 18歳未満の子ども、保護者  | 20歳未満の子ども、保護者   | ◎思春期の問題の相談（摂食障害、精神的な病気、閉じこもり、家庭内暴力等）                 |
| どんな相談を受け付けているの？ | ◎子どもの性格・行動（不登校、いじめ、集団不適応、非行、情緒不安定等）に関する相談<br>◎子どもの発達に関する相談<br>◎教育（学業不振、進路、学習法等）に関する相談<br>◎養育（しつけ、家族関係等）に関する相談 等 | ◎養育相談（児童虐待、養育困難等）<br>◎育成相談（不登校、性格行動等）<br>◎非行相談 ◎障害相談<br>◎里親に関する相談 等<br>*必要に応じて、子どもの一時保護や児童福祉施設への措置等を行う。 | ◎子どもと家庭に関するあらゆる相談<br>(地域の他機関との連携窓口)<br>・ショートステイ、トワイライトステイ、一時保育等の子ども家庭在宅サービスの提供<br>・地域組織化活動（子育てサークル等） | ◎非行に関する相談<br>(夜遊び、家出、暴力行為、万引き、盜癖、不健全な異性交遊、不登校、怠学、薬物乱用等) | ◎薬物・アルコール問題に関する相談<br>◎精神的な問題の相談（精神疾患、情緒障害、自閉症、学習障害等） |
| 主なスタッフ          | 心理職 学校教育を専門とする相談員 など  | 児童福祉司 心理職 医師 など   | 専門相談員（保健、教育、心理、法律等）  | 心理職 など  | ソーシャルワーカー 心理職 医師 看護師 保健師 など                          |

☆地域の専門機関の情報を集めたり、見学させてもらったりなどして、日頃から連携に努めておくことが大切です！

東京都教育相談センターでは、学校からの相談に、次のような方法で応じることができます。

- ・教職員等からの相談（電話または来所による）
- ・要請訪問
- ・専門家アドバイザリー
- ・スタッフの派遣

下記の電話番号に、お問い合わせください。

03-5434-1984